平成２２年（フ）第１０３号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目17番43号　霧ケ丘メイゾン101
債務者　坂本　礼子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（フ）第３３４号
山口市楠木町２番41―201号
債務者　冨松　則子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３３５号
山口市小郡下郷2531番地５
債務者　堀　　恒夫
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３３６号
山口市小郡下郷2531番地５
債務者　堀　美穂子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３３９号
山口市矢原642番地22　みゆきハイツ202
債務者　中村　和宏
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３４３号
山口市大内矢田521番地15
債務者　上野　明仁
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３４７号
山口市阿知須5044番地１
債務者　安藤　民也
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３４９号
山口県防府市大字新田183番地の１　グレース22Ｄ棟102号
債務者　岡田あきよ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第３号
山口市桜畠２丁目６番38号
債務者　安田　幸次
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第４号
山口県防府市美和町２番37号　レオパレスＭＡ・ＭＡＩＳＯＮ107
債務者　松村　憲子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第９号
山口市大内御堀247番地31
債務者　内山　志乃
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１３号
山口県防府市酢貝４番15号
債務者　松原奈美子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第８３号
北九州市門司区柳町４丁目４番11号
債務者　冨谷　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（フ）第３７８号
青森県黒石市大字株梗木横丁33番地２　レーベンハイム103号
債務者　西塚　　亙
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２２年（フ）第１９号
青森県弘前市大字山崎２丁目５番地６
債務者　楠美美恵子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２２年（フ）第２６号
青森県南津軽郡田舎館村大字堂野前字種井26番地１
債務者　中村　春樹
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２２年（フ）第２８号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野41番地57
債務者　古村　春男
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２２年（フ）第４８号
兵庫県姫路市広畑区則直164番地６
債務者　小椋　　毅
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部